IMAGINE ROTARY
Rotary
ロータリーはみんなを幸福にする
2022. 8. 19. No. 6 通算№1769

MATSUMOTO EAST
２０２２－２０２３年度会報
会長／小林正樹　幹事／小笠原信隆
事務所／松本市深志 1-1-21　中田歯科ビル 5F
TEL:0263-36-7737　FAX:0263-36-6009
例会場/ホテルブエナビスタ　例会日/金曜日 12:30

委員長/髙波雄一郎
副委員長/中田金一
委員/百瀬(正) 飯嶌 福田 籾山

９月２日(金)の予定
基本的教育月間特集
９月９日(金)の予定
会員卓話

☆★☆★☆★

入社し大小問わず現場での勉強、人間関係の大切さ、責任の重さ、人の命、働いている人の家族を守る管理の厳しさなど学びました。お世話になっていた先輩から出来たばかりの会社で自分の実力を試してみないか？との話を頂き、山友建設株式会社に平成 9 年 1 月からお世話になりました。松本市中央西整備事業に伴う駐車場建設工事、テナントビル建設工事などを担当させて頂き、県内を始め山梨県初出店のアミューズメント施設建設、アミューズメント施設大規模改修など所長として担当してきました。当時、良く働き良く遊んだ思い出が懐かしく思い出されます。

自分の子供が高校へ進学する前に独立したい意向を伝えていた事もあり平成 22 年 10 月に退職し、会社を設立しました。退職した翌日から自分の城となる事務所を探し、会社設立、建設業許可等の手続きを進めながら一人で立ち上げました。営業に関する知識が無かった為、仕事の受注の無い独立はかなりこたえました。しかしお世話になった先輩や下請業者の社長などから少しずつ仕事を頂き受注に繋がりました。官庁の仕事を受注するにあたり、2 年間の実績、決算書他が必要とされ、3 年目から長野県をはじめ、松本市の入札に参加しております。現在は民間物件、個人住宅の新築、リノベーション、官庁物件など　大小問わず、毎年 120 件ほどの現場を手掛けています。

就職しゴルフを始め、初ラウンドは木曽駒カントリーでデビュースコアは 123。年に数回のラウンドがとても楽しみでした。が、会社を始めて仕事に追われゴルフも出来ませんでしたが、先輩の「会社の経営者が自分の時間も作れなくてどうするんだ」の一言で 3 年目から誘われたゴルフには必ず行くようになりました。また協力会社の社長たちから親睦をはかるコンペを開催したらどうかの提案もあり、３年目の創立記念日から全社員と外注先とのコンペを開催しています。その時に社会貢献の提案があり、障がい者施設へのチャリティーを毎年行っています。施設に必要な物、困っている事を聞き、協力業者と共に寄付をしています。また施設の人たちが一生懸命作ったパンを参加賞として配っています。ゴルフを通じての出会い、微力ながら社会貢献、自身のリフレッシュ、健康管理など、今後も多くの人達と楽しく回れたらと思っています。

今後も皆さんからのご指導をいただきながら精進していきたいと思いますので宜しくお願い致します。

【会員卓話】籾山志基会員

私の仕事に関係する土地の境界線の話をさせて頂きます。土地の売買をするときに稀に争いになることがあり日々勉強中です。私の取り扱う境界は国内の土地のみの話です。

縄文時代、人々は狩猟により生活をしていたので、土地の所有・占有の範囲についての概念はほぼなかったと想像されます。3 世紀頃～弥生時代になると稲作が行われ、豊作を祈って祭りを司る「むら」の指導者が力を持ち、その指導者たちがやがて豪族となり、大和国家（大和朝廷）を形成し、人民を支配していきます。土地の支配、範囲という意識もされるようになりました。702 年の大宝律令により班田収授法が確立され、平城京・平安京時代には 743 年に墾田永年私財法が制定され、豪族たちが荘園を形成。この後戦国時代に突入していきますが、土地法制に関する資料は焼失したと思われ残っていません。16 世紀の後半、全国統一に成功した織田信長は、関所の廃止や商工業の発展等数々の策を施した中で、土地制度に関しては検地に最も力を注ぎ、領主や農民に命じて指出（土地台帳）を提出させていました。信長の死後、豊臣秀吉は士農工商の階級を固定化し、農民の転業移動を制限又は禁止して封建制度を確立。荘園的搾取関係を解体し、農民に耕作権を与える一方で農民を土地に固定化しました。徳川家康の頃の土地支配の形態は、領主的所持（年貢徴収権・公法上の支配権）と農民的所持（使用収益権）という二重構造で、江戸時代でも土地の所有権という概念は無く、「所持」・「支配進退」と呼ばれる支配権だけが存在していました。明治時代に入り廃藩置県と共に「地所永代売買の解禁」「地租改正条例」、地券（いわゆる権利証）の発行、「地所名称区分改定」により開墾地の整理が行われ、土地所有権・境界線の存在が認定されます。現在運用されている松本の公図（土地の位置、境界線、地番を記載した図面）は明治の半ば頃に作成されたもので境界線もこの時に創られました。昭和の半ば以降は国土調査が実施される市町村もありますが、松本市内の公図は大半が未実施の旧土地台帳附属地図です。境界の位置を争っても証拠となる資料がほぼ存在しなので占有していることが非常に重要になってきます。所有する土地はしっかり管理していただき、境界に関して争いが無いことをお祈りしております。

【点鐘 13：10】　　**小林会長**

【第４回ＩＭ実行委員会】